

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 八街市 (都道府県: 千葉県)

本事業の担当部局名 総務部企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	八街市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3	年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,400,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市の婚姻及び出生関係に係る値(令和4年)は、婚姻数176件、婚姻率2.7%、出生数239人及び合計特殊出生率0.91といずれの値も過去と比較し、低下している(参考(平成30年):婚姻数235件、婚姻率3.4%、出生数308人及び合計特殊出生率1.01)ため、緊急に対策を講じる必要がある。							
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 過年度に引き続き、主に若年層の婚姻を契機とした転出を防ぎ、経済的な不安が原因で婚姻に踏み出せない者に支援を実施する。その際、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧なアンケート調査を行い、次年度以降、より効果的な取り組みが行えるよう留意する。							
	<本個別事業の位置付け> 令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2次八街市まち・ひと・しごと総合戦略」において、基本目標1「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり」に本個別事業は位置付けられている。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 無								
【その他独自要件】								
申請の日から2年以上本市に居住する意思があること。								

※(注)3

2. 申請見込

①新規世帯見込

11	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	7 世帯
その他	4 世帯

②継続世帯見込

	世帯
--	----

【世帯数積算根拠】

令和4年度実績の本事業における支給実績 12件
※予算上の制約により対象件数は11件とした。

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中
申請世帯数見込	11 世帯
～12月(実績)	4 世帯
1月～3月(見込)	7 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	7	世帯	×	600,000	円	=	4,200,000	円
(その他)	4	世帯	×	300,000	円	=	1,200,000	円
				(継続補助)			0	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市広報誌、市ホームページ、市公式X及び市公式LINE掲載予定

KPI項目	単位	目標値	現状値		
			計画	実績	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	結婚新生活支援事業をきっかけとする婚姻者数	件	10	2	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		0.91		
	婚姻件数	件	176		
	婚姻率		2.7		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	109
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	42
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	92
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県との連携として「千葉県ホームページでの掲載」及び、千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、事業の周知を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	商工会議所、農業協同組合及び市内婚活有志団体等にチラシの配架や配布を依頼し、本事業の周知を図る。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。